

平成 25 年度の県内の水質・大気等の測定結果について

平成 26 年 7 月 23 日 (水)
生活環境部 環境対策課

公共用水域及び地下水の水質については、水質汚濁防止法第 15 条の規定に基づき、知事が常時監視することとされており、毎年、水質測定計画を作成し、測定を実施しています。

ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法第 26 条の規定に基づき、知事が常時監視することとされており、毎年、測定計画を作成し、大気、水質(水底の底質を含む)及び土壌のダイオキシン類の測定を実施しています。

また、大気環境については、大気汚染防止法第 22 条の規定に基づき、知事が県内の大気汚染の状況を常時監視することとされており、連続測定を実施しています。

今般、平成 25 年度の測定結果をとりまとめましたので、お知らせいたします。

なお、本日、環境審議会に報告しています。

【公共用水域】 (3～8 ページ参照)

- ・ 人の健康の保護に関する環境基準(健康項目:カドミウム等 27 項目)は、河川 101、湖沼 19 及び海域 7 の計 127 地点で測定し、すべての項目で環境基準を達成した。
- ・ 生活環境の保全に関する環境基準(生活環境項目:COD 等 11 項目)のうち、代表的な水質指標である BOD 又は COD の環境基準達成率は 75.7%で、前年度の 73.0%より上昇した。

【地下水】 (9～14 ページ参照)

- ・ カドミウム等 28 項目について 90 地区(90 井戸)で概況調査を実施し、81 地区(81 井戸)で環境基準を達成した(達成率 90.0%)。
- ・ 環境基準を超過した 9 地区は、すべて硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素であった。
- ・ ヒ素については、7 地区で環境基準値以下で検出されたため、周辺調査を実施した結果、3 地区で環境基準を超過した。
- ・ これらの地区については、「水質汚染事案対策専門部会」で検討した結果、原因の特定には至らなかったが、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素は過剰施肥等に由来すると考えられ、ヒ素は自然由来の可能性が高いとされた。
- ・ 住民による井戸水の自主検査等により、32 地区で地下水の汚染事案(テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、水銀、ヒ素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素)が確認された。

- ・ 基準超過井戸の設置者及び周辺住民に対しては、生活衛生課（保健所）と連携して周知及び飲用指導を実施した。
- ・ 今後、基準を超過した地区については、少なくとも年 1 回の頻度で継続監視調査を実施する。

【ダイオキシン類】（17 ページ参照）

- ・ 山田川（行方市）及び宮戸川（境町）の 2 河川の水質において、かつて流域で使用された農薬に由来するとみられるダイオキシン類が環境基準を超過して検出された。

【大気環境】（18～28 ページ参照）

- ・ 二酸化いおう，一酸化炭素，二酸化窒素は，環境基準を達成した。
- ・ 浮遊粒子状物質は，38 測定局中 35 局で環境基準を達成した（達成率 92.1%）。
- ・ 光化学オキシダントは，県内 30 測定局すべてで環境基準非達成であった。
- ・ 微小粒子状物質（PM2.5）は，有効測定局 6 測定局中 2 局で環境基準を達成した（達成率 33.3%）。

I 公共用水域の水質

1 調査方法の概要

(1) 測定地点 環境基準の類型を指定している 115 水域, 127 環境基準点

表1 公共用水域の区分ごとの水域数及び地点数

区 分	水域数	地点数	河川・湖沼数
河 川	88 水域	93 地点	78 河川
湖 沼	5 水域	12 地点	5 湖沼
海 域	22 水域	22 地点	—
計	115 水域*	127 地点*	—

※ 上記のほか、今後の類型指定のために水質状況を把握する目的等で未指定の9水域(9地点)及び、環境基準点を補完するために比較的長い河川等に設置された補助地点57地点においても測定を実施。

(2) 測定機関：茨城県, 国土交通省

水質汚濁防止法政令市(水戸市, つくば市)

水質汚濁防止法権限移譲市

(古河市, 笠間市, ひたちなか市, 筑西市)

表2 水質測定機関ごとの測定地点数

測定機関	県	国	市町村	計
測定地点数	85 地点	26 地点	16 地点	127 地点

(3) 測定項目 83 項目(健康項目 27 項目, 生活環境項目 11 項目等)

表3 公共用水域の水質測定項目

区分(項目数)	水 質 測 定 項 目
健康項目(27)	
重金属等(12)	カドミウム, 全シアン, 鉛, 六価クロム, ヒ素, 総水銀, アルキル水銀, PCB, セレン, ふっ素, ほう素, 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
有機塩素系化合物等(11)	ジクロロメタン, 四塩化炭素, 1,2-ジクロロエタン, 1,1-ジクロロエチレン, シス-1,2-ジクロロエチレン, 1,1,1-トリクロロエタン, 1,1,2-トリクロロエタン, トリクロロエチレン, テトラクロロエチレン, ベンゼン, 1,4-ジオキサン
農薬等(4)	1,3-ジクロロプロペン, チウラム, シマジン, チオベンカルブ
生活環境項目(11)	水素イオン濃度(pH), 溶存酸素量(DO), 生物化学的酸素要求量(BOD), 化学的酸素要求量(COD), 浮遊物質(S S), 大腸菌群数, n-ヘキサン抽出物質, 全窒素, 全りん, 全亜鉛, ノニルフェノール
特殊項目(5) (排水基準設定項目)	フェノール類, 銅等
要監視項目(28)	クロロホルム, 全マンガン等
要測定指標(3)	透明度等
その他の項目(9) (富栄養化関連等項目)	アンモニア性窒素, 硝酸性窒素等

2 測定結果

(1) 環境基準の達成状況

環境基準には、人の健康の保護に関する基準（健康項目）と生活環境の保全に関する基準（生活環境項目）の2つがあり、健康項目は、全ての河川・湖沼等に適用されるが、生活環境項目は類型指定されている水域にのみ適用される。

① 健康項目（カドミウム等 27 項目）

河川 101 地点，湖沼 19 地点及び海域 7 地点の計 127 地点で測定した結果，すべての項目について環境基準を達成した。

表 4 健康項目の環境基準達成状況

区分	測定地点数(A)	基準達成地点数(B)	基準達成率(%) (B)/(A)
河川	101(101)	101 (101)	100(100)
湖沼	19(19)	19 (19)	100(100)
海域	7(7)	7 (7)	100(100)
計	127(127)	127 (127)	100(100)

※（ ）内は平成 24 年度

② 生活環境項目（BOD, COD等 11 項目）

環境基準類型指定水域（115 水域）におけるBOD（河川），COD（湖沼及び海域）については，87 水域で環境基準を達成し，達成率は 75.7%と，24 年度より 2.7 ポイント高くなった。

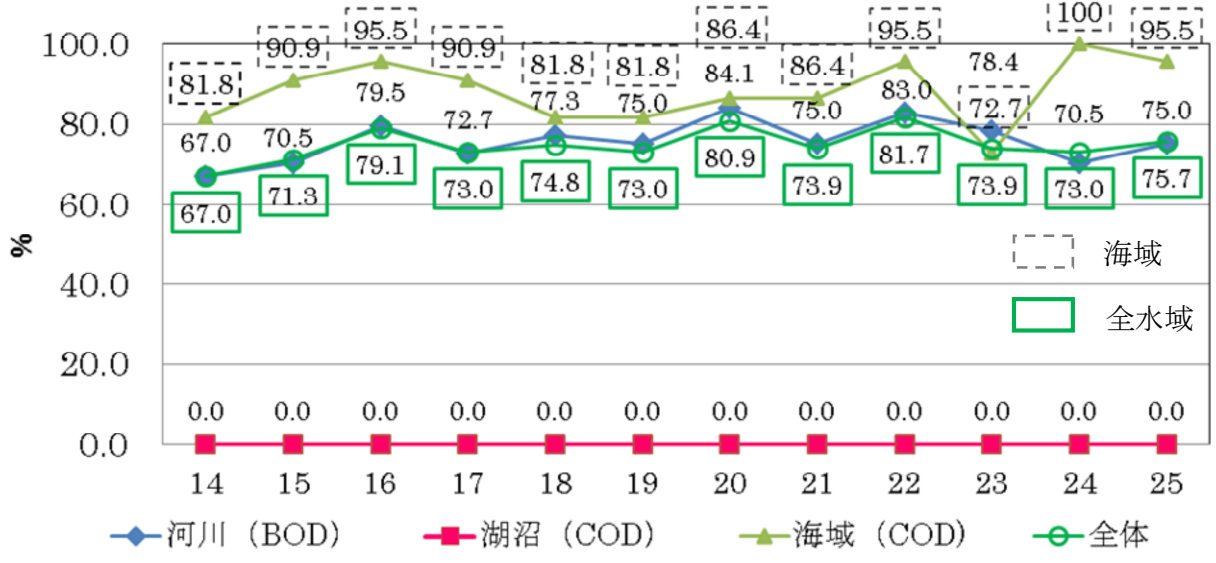
- ・ 河川では 88 水域中 66 水域で達成し（達成率 75.0%），24 年度より 4.5 ポイント上昇。
- ・ 湖沼では 5 水域全てで未達成。
- ・ 海域では 22 水域中 21 水域で達成した（達成率 95.5%）。

表 5 生活環境項目（BOD又はCOD）の環境基準達成状況

区分	類型指定水域数(A)	基準達成水域数(B)	基準達成率(%) (B)/(A)
河川	88	66 (62)	75.0(70.5)
湖沼	5	0 (0)	0 (0)
海域	22	21 (22)	95.5(100)
計	115	87 (84)	75.7 (73.0)

※（ ）内は平成 24 年度

環境基準達成率



(2) 水質の状況

① 河川

・ 環境基準達成率

水系及び水域別の環境基準達成率は、多賀水系、那珂川水系、鬼怒川水域、北浦水域において24年度から改善された結果、全体では4.5ポイント上昇した。

表6 河川の水系別環境基準達成状況

区分	類型指定 水域数 (A)	基準達成水域数 (B)	基準達成率(%) (B)/(A)
多賀水系	14	14(12)	100(85.7)
新川水系	1	1(1)	100(100)
久慈川水系	9	9(9)	100(100)
那珂川水系	15	13(11)	86.7(73.3)
利根川水系	49	29(29)	59.2(59.2)
利根川水域	12	10(10)	83.3(83.3)
鬼怒川水域	3	3(2)	100(66.7)
小貝川水域	10	8(8)	80.0(80.0)
西浦水域	14	4(5)	28.6(35.7)
北浦水域	8	4(3)	50.0(37.5)
常陸利根川水域	2	0(1)	0.0(50.0)
計	88	66(62)	75.0(70.5)

※ () 内は平成24年度

・ BODの年間平均値

BODの年間平均値は、25年度の全水系の平均で1.8mg/Lであり、24年度より減少したものの、長期的には横ばいの傾向にある。

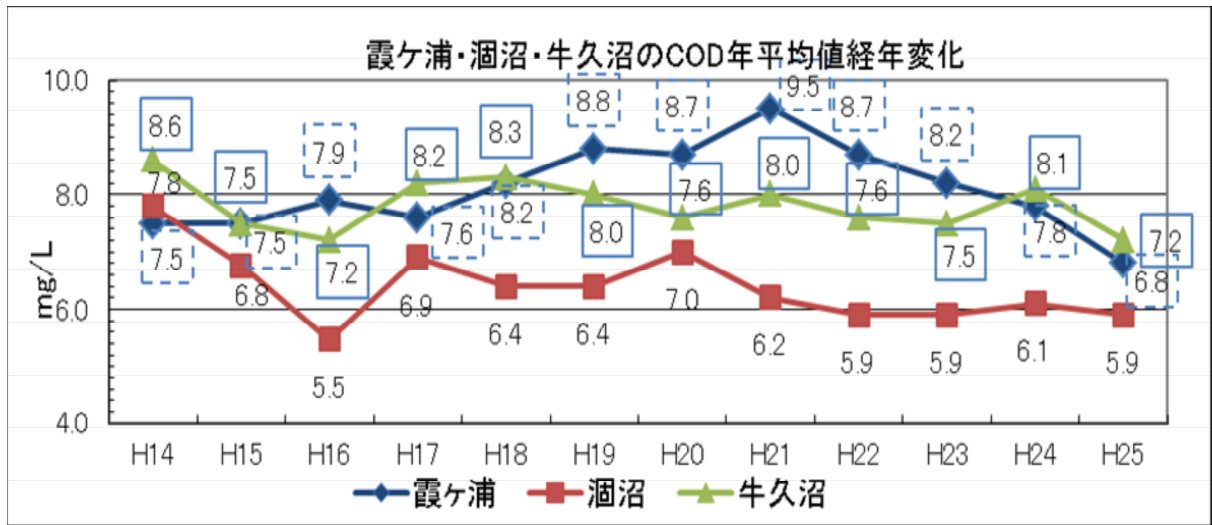
表7 河川の水系別水質の推移 (BOD年間平均値)

単位：mg/L

区分	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
多賀水系	1.0	0.9	1.0	0.9	1.0	0.8	1.2	0.9	1.1	1.2	1.0
新川水系	1.6	1.2	1.2	1.9	1.7	2.1	1.6	1.5	1.6	1.6	1.6
久慈川水系	1.2	1.2	1.3	1.2	1.1	1.1	1.1	0.9	1.0	1.3	1.1
那珂川水系	1.9	1.8	2.0	1.8	1.8	1.9	1.6	1.6	1.5	2.0	1.8
利根川水系	2.6	2.2	2.3	2.2	2.5	2.0	2.2	1.9	2.3	2.4	2.1
利根川水域	3.3	2.8	3.1	2.7	3.1	2.1	2.6	2.4	2.6	2.8	2.5
鬼怒川水域	1.7	1.8	1.4	1.3	1.6	1.5	1.2	1.0	1.4	1.6	1.3
小貝川水域	2.3	1.8	2.2	2.1	2.5	2.2	2.1	1.7	1.9	2.1	1.8
西浦水域	2.6	2.3	2.2	2.1	2.5	2.1	2.2	1.7	2.3	2.6	2.3
北浦水域	2.0	1.8	1.9	1.9	1.8	1.6	2.0	1.7	2.3	2.3	1.9
常陸利根川水域	2.8	2.2	2.6	2.8	2.7	2.5	2.8	2.5	3.2	2.8	2.7
全水系の平均	2.1	1.8	1.9	1.8	2.0	1.7	1.8	1.6	1.8	2.1	1.8

② 湖沼

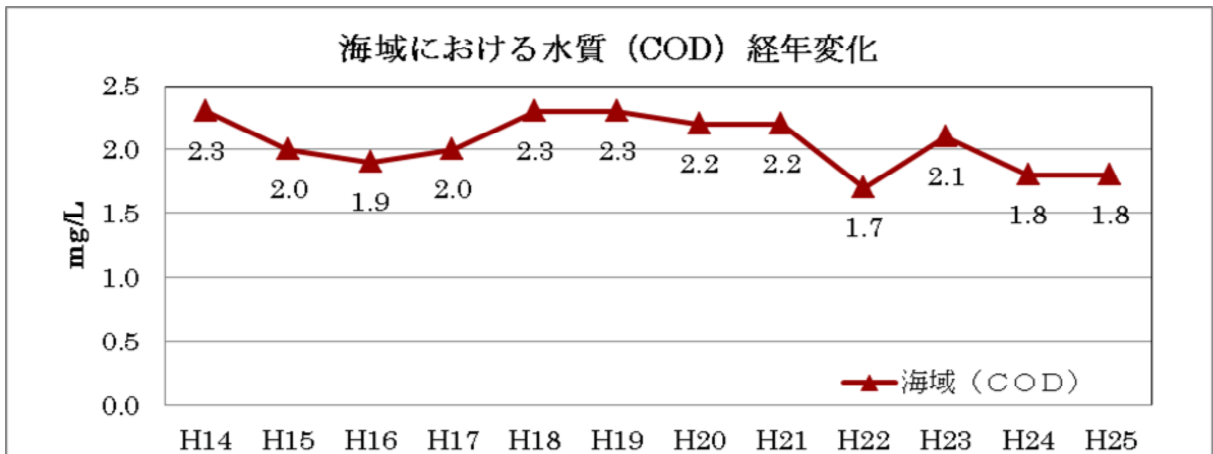
CODの年平均値は、霞ヶ浦 6.8mg/L、澗沼 5.9mg/L、牛久沼 7.2mg/L であり、平成 24 年度と比較すると、すべての湖沼で低下した。



※霞ヶ浦に関しては、西浦・北浦・常陸利根川の3水域の平均値を表示

③ 海域

COD年平均値は、全水域の平均で 1.8mg/L であり、24 年度と同等であった。



3 公共用水域の水質保全対策

霞ヶ浦，澗沼及び牛久沼の各湖沼及びその流域については，各々水質保全計画を策定し，下水道の整備や合併処理浄化槽の設置促進等の生活排水対策，工場・事業場に対する排水基準遵守の指導強化等に取り組むなど，総合的な水質浄化対策を推進している。

霞ヶ浦：第6期霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画

計画期間 平成23年度～27年度

目標水質 COD7.4mg/L，全窒素 1.0mg/L 全リン 0.084mg/L

澗 沼：第3期澗沼水質保全計画

計画期間 平成22年度～26年度

目標水質 COD5.5mg/L，全窒素 1.4mg/L 全リン 0.060mg/L

牛久沼：第3期牛久沼水質保全計画

計画期間 平成24年度～28年度

目標水質 COD7.2mg/L，全窒素 1.3mg/L 全リン 0.059mg/L

なお，河川についても同様に下水道の整備や合併処理浄化槽の設置促進等の生活排水対策，工場・事業場に対する排水基準遵守の指導強化等に取り組むなどの水質浄化対策を推進している。

II 地下水の水質

1 地下水調査方法の概要

(1) 概況調査

① 測定地点

県内を 348 メッシュ(市街地 2km, 市街地以外 5km)に区切り, 4 年で一巡するように選定。

平成 25 年度は, 40 市町村 90 地区(90 井戸)

② 測定項目

地下水の水質汚濁に係る環境基準項目 28 項目。

表 8 地下水の水質測定項目

区分(項目数)	水 質 測 定 項 目
健康項目(28)	
重金属等 (12)	カドミウム, 全シアン, 鉛, 六価クロム, ヒ素, 総水銀, アルキル水銀, セレン, PCB, ふっ素, ほう素, 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
有機塩素系 化合物等 (12)	ジクロロメタン, 四塩化炭素, 塩化ビニルモノマー, 1,2-ジクロロエタン, 1,1-ジクロロエチレン, 1,2-ジクロロエチレン, 1,1,1-トリクロロエタン, 1,1,2-トリクロロエタン, トリクロロエチレン, テトラクロロエチレン, ベンゼン, 1,4-ジオキサン
農薬等(4)	1,3-ジクロロプロペン, チウラム, シマジン, チオベンカルブ

③ 測定機関：茨城県

国土交通省（土浦市, 龍ヶ崎市, 境町の各 1 地点で定点測定）

水質汚濁防止法政令市（水戸市, つくば市）

水質汚濁防止法権限移譲市（古河市, 笠間市, ひたちなか市, 筑西市）

(2) 汚染井戸周辺地区調査（以下「周辺調査」という。）

概況調査により, ①硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素, ふっ素, ほう素については, 環境基準を超過した場合, ②それ以外の物質については検出された場合に, 基準超過又は検出された井戸の概ね半径 500m以内について調査を実施し, 汚染範囲を把握する。

(3) 継続監視調査

過去の概況調査及び周辺調査において, 環境基準超過が確認された地区の代表井戸を継続的に監視する。

平成 25 年度現在, 255 井戸で監視継続中。

2 調査結果

(1) 概況調査結果

ヒ素が、7地区7井戸で検出。硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が、9地区9井戸で基準超過。

表9 概況調査地点の環境基準達成状況

測定地点数(A)	基準達成地点数(B)	基準達成率(%) (B)/(A)
90(87)	81(80)	90.0(92.0)

※ () 内は平成24年度

(2) 周辺調査結果

概況調査により、ヒ素が検出された7地区7井戸、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が基準を超過した9地区9井戸において周辺調査を実施した。

表10 地下水の環境基準の超過又は検出の状況 (H26.6.20 現在)

項目	調査井戸数	検出井戸数		検出範囲(mg/L)	環境基準値(mg/L)
			うち基準超過井戸数(地区数)		
ヒ素	142	22	5(3)		0.01
概況調査	90	7	0(0)	0.005~0.009	
周辺調査	52	15	5(3)	0.005~0.063	
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	148	126	23(9)		10
概況調査	90	77	9(9)	0.02~29	
周辺調査	58	49	14(5)	0.24~39	
計	193	144	28(12)		
概況調査	90	80	9(9)		
周辺調査	103	64	19(8)		

① ヒ素

- ・ 概況調査 7地区(常総市上蛇町, 取手市取手, 取手市稲, 牛久市神谷, 坂東市矢作, 神栖市知手, 神栖市須田) 7井戸で環境基準値以下で検出された。
- ・ 周辺調査 3地区(取手市取手, 牛久市神谷, 神栖市知手) 5井戸で環境基準値を超過し, 10井戸で環境基準値以下で検出された。
※有機ヒ素(DPAA)は不検出
- ・ 原因 汚染井戸周辺の事業場調査を行ったが, 現在対象物質を使用している事業場は確認されず, 汚染原因の特定には至らなかった。

なお, 利根川下流域や海成堆積層が見られる地域の土壌中には, 自然由来のヒ素が含まれることが知られているため, 自然由来の可能性が高いと考えられる。

- ・ 対 応 汚染井戸から半径約 500m 程度の範囲に対して、汚染事実及び飲用上の注意についての周知を実施。なお、水道水質基準超過井戸設置者に対しては、保健所が直接飲用指導を実施。

② 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

- ・ 概況調査 9 地区（古河市鴻巣，龍ヶ崎市若柴町，筑西市上平塚，筑西市寺上野，坂東市幸田，坂東市矢作，銚田市子生，銚田市畑田，河内町田川）9 井戸で環境基準値を超過した。
- ・ 周辺調査 5 地区（古河市鴻巣，筑西市寺上野，坂東市幸田，坂東市矢作，銚田市子生）14 井戸で環境基準値を超過した。
- ・ 原 因 汚染井戸周辺の事業場調査を行ったが、現在対象物質を使用している事業場は確認されず、汚染原因の特定には至らなかった。
汚染井戸周辺は、畑地や住宅地であることから、過剰施肥や生活排水の地下浸透に由来すると考えられる。
- ・ 対 応 汚染井戸から半径約 500m 程度の範囲に対して、汚染事実及び飲用上の注意についての周知を実施。なお、水道水質基準超過井戸設置者に対しては、保健所が直接飲用指導を実施。

3 住民等からの通報により覚知した地下水汚染事案について

(1) 対応

住民による井戸水の自主検査等により覚知した地下水汚染事案については、茨城県地下水汚染対策事務処理要領に基づき、以下のとおり対応している。

① 周知及び飲用指導

汚染等井戸から半径 500m 程度の範囲に対して、地下水汚染等の状況に関し周知し、飲用指導を実施した。

② 汚染井戸周辺地区調査

地下水汚染の生じている地区を把握するため、汚染等井戸から半径 500m 程度の範囲において、汚染井戸周辺地区調査を実施する。なお、その結果、新たな汚染等井戸を確認した場合は、さらに範囲を拡大して調査を実施した。

③ 周辺工場等調査

汚染物質を使用等する工場・事業場または不法投棄などの、汚染の原因となり得る事象について調査した。

④ 継続監視調査

地下水汚染地区については、今後、汚染地区を代表する地点において、少なくとも年 1 回、汚染状況の推移を監視するため継続監視調査を実施する。

(2) 事案概要

平成 25 年度に覚知した地下水汚染事案件数は 32 件（表 11 参照）

① テトラクロロエチレン

3 地区（土浦市真鍋，小美玉市羽鳥，土浦市手野町）19 井戸で環境基準値を超過し，16 井戸で環境基準値以下で検出された。1 地区（牛久市城中町）2 井戸で環境基準値以下で検出された。

(原因)

土浦市真鍋地区及び牛久市城中町地区については，汚染井戸周辺の事業場調査を行ったが，現在及び過去において対象物質を使用している事業場は確認されず，汚染原因の特定には至らなかった。

小美玉市羽鳥地区及び土浦市手野町地区については，汚染井戸周辺において，過去に対象物質を使用していた事業場が複数あったが，汚染原因の特定には至らなかった。

② トリクロロエチレン

1 地区（土浦市手野町）16 井戸で環境基準値以下で検出された。

(原因)

汚染井戸周辺において，過去に対象物質を使用していた事業場が複数あったが，汚染原因の特定には至らなかった。

③ 1,2-ジクロロエチレン

1 地区（土浦市手野町）3 井戸で環境基準値以下で検出された。

(原因)

汚染井戸周辺において，現在及び過去において，対象物質を使用している事業場は確認されず，汚染原因の特定には至らなかった。

④ ヒ素

7 地区（神栖市波崎（2 地区），神栖市知手中央，鹿嶋市平井，牛久市小坂町，取手市小文間，龍ヶ崎市米町）24 井戸で環境基準を超過し，16 井戸で検出。

※有機ヒ素（DPAA）は不検出

(原因)

汚染井戸周辺の事業場調査を行ったが，現在対象物質を使用している事業場は確認されず，汚染原因の特定には至らなかった。

なお，利根川下流域や海成堆積層が見られる地域の土壌中には，自然由来のヒ素が含まれることが知られているため，自然由来の可能性が高いと考えられる。

⑤ 水銀

1 地区（つくば市飯田）1 井戸で基準超過

(原因)

汚染井戸周辺の事業場調査を行ったが，現在及び過去において対象物質を使用している事業場確認されず，不法投棄についても確認されず，汚染原因の特定には至らなかった。

⑥ 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

20 地区（龍ヶ崎市若柴町，取手市戸頭，取手市小文間，稲敷市月出里，牛久市久野町（2 地区），牛久市岡見町（2 地区），牛久市城中町，牛久市さくら台，牛久市女化町，小美玉市羽鳥（3 地区），小美玉市野田，銚田市借宿，銚田市造谷，鹿嶋市下埜，茨城町中石崎，つくば市上郷）68 井戸で環境基準値を超過した。

（原因）

汚染井戸周辺の事業場調査を行ったが，現在対象物質を使用している事業場は確認されず，汚染原因の特定には至らなかった。

なお，汚染井戸周辺は，畑地や住宅地であることから，過剰施肥や生活排水の地下浸透に由来すると考えられる。

表 11 住民等からの通報により覚知した地下水汚染事案

番号	地区	覚知年月	汚染物質	調査井戸数	基準超過井戸数	最大検出濃度 (mg/L)	環境基準値 (mg/L)
1	神栖市波崎	H25.4	ヒ素	20	10	0.023	0.01
2	神栖市波崎	H25.4	ヒ素	8	2	0.026	0.01
3	土浦市真鍋	H25.5	テトラクロロエチレン	23	1	0.029	0.01
4	神栖市知手中央	H25.6	ヒ素	13	2	0.019	0.01
5	龍ヶ崎市若柴町	H25.7	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	17	4	13	10
6	取手市戸頭	H25.7	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	20	2	14	10
7	小美玉市羽鳥	H25.7	テトラクロロエチレン	20	2	0.58	0.01
8	取手市小文間	H25.7	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	18	13	38	10
9	稲敷市月出里	H25.7	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	3	23	10
10	鹿嶋市平井	H25.8	ヒ素	19	4	0.052	0.01
11	牛久市小坂町	H25.8	ヒ素	7	1	0.022	0.01
12	牛久市久野町	H25.8	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	6	2	17	10
13	牛久市岡見町	H25.8	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	16	3	15.6	10
14	牛久市城中町	H25.9	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	13	2	14.9	10
15	小美玉市羽鳥	H25.9	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	11	5	59	10
16	小美玉市羽鳥	H25.10	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	2	34.5	10
17	小美玉市羽鳥	H25.11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	2	2	72	10
18	小美玉市野田	H25.10	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	8	4	29	10
19	取手市小文間	H25.10	ヒ素	11	4	0.082	0.01
20	牛久市さくら台	H25.10	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	9	3	17	10

番号	地区	覚知年月	汚染物質	調査 井戸 数	基準 超過 井戸数	最大検 出濃度 (mg/L)	環境 基準値 (mg/L)
21	牛久市岡見町	H25. 10	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	1	12. 2	10
22	龍ヶ崎市米町	H25. 10	ヒ素	20	1	0. 018	0. 01
23	銚田市借宿	H25. 11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	9	6	55	10
24	牛久市久野町	H25. 12	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	5	3	37. 9	10
25	鹿嶋市下埜	H25. 12	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	2	24	10
26	茨城町中石崎	H25. 12	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	11	5	19	10
27	銚田市造谷	H26. 1	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	6	3	50. 1	10
28	牛久市城中町	H26. 3	テトラクロロエチレン	12	0	0. 0099	0. 01
29	牛久市女化町	H26. 3	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	9	1	16	10
30	土浦市手野町	H25. 12	テトラクロロエチレン トリクロロエチレン 1, 2-ジクロロエチレン	92	16 0 0	0. 098 0. 018 0. 0053	0. 01 0. 03 0. 04
31	つくば市上郷	H25. 11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	5	2	21. 8	10
32	つくば市飯田	H25. 11	水銀	16	1	0. 0016	0. 0005

用語解説

健康項目	<p>水質汚濁物質の中で、人の健康に有害なものとして、環境基本法により環境基準値が定められた物質。</p> <p>カドミウム，鉛等の重金属，ジクロロメタン，四塩化炭素等の有機塩素系化合物，チウラム等の農薬など27項目。</p>
生活環境項目	<p>水質汚濁物質の中で、生活環境に悪影響を及ぼすおそれのあるものとして、環境基本法により、環境基準値が定められている項目。</p> <p>pH, DO, BOD, COD, SS, 大腸菌群数など10項目。</p>
特殊項目	<p>健康項目ほどではないが有害性が認められ、工場等から一般的に排水される項目。</p> <p>フェノール類，銅など5項目。</p>
要監視項目	<p>人の健康に被害を生じる可能性があるが、現在のところ環境中には微量にしか存在しないため、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべき物質。</p> <p>クロロホルム，全マンガンなど28項目。</p>
要測定指標	<p>身近で分かりやすい環境基準項目として導入が検討されている項目。</p> <p>湖沼等の下層における溶存酸素量，透明度，大腸菌数の3項目。</p>
その他の項目	<p>植物プランクトンの発生につながる富栄養化の原因となる物質など。</p> <p>窒素化合物（アンモニア性窒素，硝酸性窒素など）やりん化合物（オルトリン酸性りん）など9項目。</p>

公共用水域の水質測定地点

